

令和7年度 第1回高知市廃棄物処理運営審議会 会議録(要旨)

1 日時 令和7年8月6日(水)10:00から12:00まで

2 場所 高知市役所本庁舎6階 612・613大会議室

3 出席者

〔委員〕

松本明会長, 須内宗一職務代理者, 池一宏委員, 岩内史子委員, 日高務委員
中田陽子委員, 平島輝之委員, 西澤窈子委員, 上田秀彦委員, 山本正篤委員
那須拓哉委員, 渡辺るみ子委員

－以上, 委員12名出席で審議会成立－

(欠席委員=島田和宏委員, 宮地理香委員)

〔事務局〕

環境部:澤村部長, 和田副部長

新エネルギー・環境政策課:田村課長, 岡宗課長補佐, 原田係長, 森谷主事

〔環境部出席者〕

環境施設対策課 小畑課長, 環境業務課 西森課長・高橋課長補佐

清掃工場 戸梶工場長・吉田副工場長, 東部環境センター 山本所長

環境保全課 森課長, 廃棄物対策課 西内課長

4 議題

(1) 会長・職務代理者の選出

(2) 一般廃棄物処理手数料改定について

5 配布資料

(1) 会次第

(2) 高知市廃棄物処理運営審議会委員名簿

(3) 一般廃棄物処理手数料改定案資料

(4) 第4次高知市一般廃棄物処理基本計画の取組報告

6 決定事項

(1) 委員の互選により, 松本委員を会長に選出

(2) 会長の指名により, 須内委員を職務代理者に決定

7 審議事項

議題2 一般廃棄物処理手数料改定について

一般廃棄物処理手数料改定案資料 1～3ページ

〈委員〉

手数料の改定は久しぶりで、以前の改定時はごみ袋の有料化についても議論になっていましたので、事務局の考えをお聞きたい。

〈事務局〉

ごみ袋有料化につきましては、本市では15年前になりますけれども、平成22年3月議会で、有料化の議案を提出しており、賛成少数で否決をされたという経過があります。

その理由としましては、基本的に有料化はごみの減量のために行うのですが、減量化に向けては、有料化の前にすべきことがあるのではないかとということや、高知方式といいまして、月1回の資源物・不燃ごみの収集におきまして、町内会の皆様にごみステーションで分別等していただいていますけれども、有料化することによって、この高知方式に影響が出るのではないかとということ、また、有料化に対する市民の理解が進んでない、といった主に三つのご意見から否決をされたという経過があります。

ただ一方、国におきましても、有料化というのは、経済的インセンティブと申しますけれども、有料化によってごみの減量につながるという方向性が示されておりまして、本市でも同じような認識にはございます。

しかしながら、昨今の物価高騰や、実質賃金のマイナスが続く状況でございますので、直接市民生活に影響する有料化については、本市としては、慎重な検討が必要だという認識に変わりはございません。

〈委員〉

市民への影響という点で、例えばし尿とかに対して、値段を上げないといった配慮に関しては、すばらしいかなと思いますが、実際に収支の関係や今の物価の高騰の仕方というところを見ていった場合に、令和7年136円で、令和9年137円というところで、130円にしたところで、また再度の改定をしなければいけない状況というのが訪れるのではないかとということも懸念されるところでございまして、上げる度に抵抗感は出てきますので、もし上げるのであれば将来を見越して、もう少し上げるというのも一つの方法ではないかなと思うのですが、このあたりについて事務局の考えはいかがでしょうか。

〈事務局〉

今回初めて、将来推計を採用して改定をしており、これまでは、前年度実績ベースで改定をしてきました。

また、これまでは、ランニングコストと整備費という形で単価を試算し、計算しておりましたが、今回は、減価償却費という概念を持ちまして検討しています。5年先となると先が見えない部分もございますので、今回は3か年計画とさせていただいたところです。

例えば、資料にある総務管理費や運転管理費については、生鮮食品を除いた全国の消費者物価指数の直近の伸びを乗じて計算しております。また、職員給与費は、昨年度の本市の平均の給与改定率を掛けておりますが、どうしても推計となりますので、3年を超える長いスパンというのは、今回は見送ったという経過がございます。

〈会長〉

今回の改定は、前回の改定からかなり長い期間が経ち、現況に合わせてという部分と、受益者負担の適正化等も含めて、行政の処理の仕方のアップデートに合わせるという話があるのだと思いますけれども、平島委員が言われたように、今、社会の状況がどんどん変わっていく中で、その変化に対する現時点での考えと今後の対応について、より丁寧に説明していただけると理解が得られやすいのではないかと思います。

〈事務局〉

今回、一般廃棄物処理手数料については、平成19年以来、久しぶりの改定になっておりますけれども、基本的に使用料・手数料の見直しというのは、本市では、4年から5年ぐらいのスパンで見直していくというのがございますが、今回久しぶりに全庁的にこういった改定をしております。また、今後も、4年5年経過した際に、その時点の受益者負担適正化ということで取組を進めていく予定になっております。

〈委員〉

例えば、単価についてですが、高知市は30キロまで無料ということで、松山市と同じ基準になっています。これは、もう少し10キロごとに区切って、少しでも厳しくした方が、収入的にも、ごみの削減にもよいのではないかなと思うのですが、どうお考えでしょうか。

〈事務局〉

30キロ未満が無料というのは、家庭からのごみに限ったことになります。この30キロという数字は、通常、日常生活から出るごみはごみステーションに出していただけますけれども、これを30キロと想定しておりまして、30キロ以上のごみにつきましては、清掃工場に直接持ち込むか、許可業者さんに依頼して持ち込むという形になります。

清掃工場に30キロ未満のごみを持ち込む場合というのは、本来ステーションでも無料で出せるものですので、持ち込んだ場合でも無料として扱っているということになります。

〈委員〉

全体的に上げていくことは賛成です。受益者負担と、これからの経費がかかっていくというのは一般市民も理解するところかと思えます。

表2にありますように、ごみの量は減っていくであろうという中で、コストの増大分とのバランスを考えたときに、将来的な持続性という意味では、値上げは致し方ないというのは、基本的にそこは理解いただけるだろうと思っています。

なお、多量の一般廃棄物というのは、家庭ごみの方が、量が多いのか、その辺の割合という状況をお伺いしたい。

高知市の事業といいましても、高知市内の経済で回っているごみが多いのではないかとこの中で、受益者負担というと基本的に市民全体が負うものと考えたと、例えば、ステーションごみの方も10キロまでが無料に下げるといったように、受益者というのが基本的に市民全体というイメージですが、そこについてご説明いただきたい。

〈事務局〉

処理量の割合としましては、令和6年実績で申しますと、10万1,000トン、うち6割が家庭からのごみになります。4割が清掃工場に直接持ち込まれるもので、直接持ち込まれるもののうち、95%が事業者様からのごみとなっています。

30キロ未満無料というところを廃止するかというのも検討はしましたが、先ほど申しましたように、通常、日常生活で出るごみをステーションに出すときには無料で、同じごみを直接持ち込むときにお金を取るというのは、説明しづらいところもありますので、タイミ

ングとしては、ステーションに出すごみ袋を有料化するというのが将来的に検討されておりますので、それと同じタイミングで、検討していくべきではないかと考えております。
〈会長〉

処理というのは家庭からのものも、事業からのものもあって、今回は、ほとんどが事業系ごみの持込部分に関わることだとは思いますが、そのベースとして、受益者負担という意味で、市民、事業者、それぞれがどのように負担をしていくのかという全体像を可能な範囲で整理をしていただければと思います。

〈事務局〉

資料3ページ目の6年の実績をご覧ください、経費から売電収入を引いたAの欄がありますが、例えば、清掃工場の運営に要する経費が12億6,000万、処理量が約10万1,000トンであります。この6割が家庭系のごみで、4割が基本的に事業系のごみとなっています。

事業系のごみにつきましては、持ち込まれる事業者の皆さんにご負担をいただきたい。そして、家庭系の部分は、市民の皆様の税金で負担をしているという形になります。

例えば、ここにごみ袋の有料化の議論が出てきた場合には、清掃工場だけではなく、収集運搬に係る経費も含めて、有料化の議論というのは必要になってきますので、今回、清掃工場の運営、あるいは減価償却に関する経費としましては、事業者から運ばれるものの処理費は事業者の皆様にご負担をお願いしたい、そういう考えでございます。

〈会長〉

数値だけを追って理解できる部分もあるが、負担のイメージという点でも分かりやすい形で整理していただけるとありがたい。

〈委員〉

そもそもの話になりますが、多量排出事業者に対し、廃棄物管理責任者の選任や、事業系一般廃棄物減量化計画等の提出を依頼されていると思います。

多量に排出している事業者さんにつきましては、私どものような許可業者さんに、ほぼお願いをいただいているという認識であります。

ところが一方で、どこまで把握をされているのかわかりませんが、市内の事業所数と私どもの組合の方での契約先等の事業所の数を比較しますと、大げさに言いますと、半分ほどは、ごみステーションに出されているのではないかという疑いを持つような数字が出ております。

ですから、多量に排出している、真面目に契約している事業者さんはいいいのではないのでしょうか。別の視点で、もっとそういうところをあぶり出していただかないと、受益者負担となると、不法投棄をしている事業所は、税金を使って活動経費を浮かしているというような図式になりますので、その辺をもう少し、何らかの方法で、報告をさせるようなことができないものなのかなと日々感じております。

別の手も考えていただかないと、真面目にやられている事業者さんが馬鹿を見る状況がずっと続くのではないかと感じております。

値上げに関しましては、構わないと思います。

〈事務局〉

大前提として、我々も公平・公正というのは認識しておりますので、具体がどうかというのは環境業務課から説明をさせていただきます。

〈事務局〉

不法投棄について、可燃ごみのステーションや資源物のステーションでそういうものが確認をできた場合は、相談サービス係と担当の係が一緒になって調べて、その事業者さんのところへ指導をしています。悪質な場合には、廃棄物対策課、警察も交えての指導・啓発を行っています。

可燃ごみについては、わかりにくい部分もありますが、情報等をいただいた場合は即時に対応していますが、別の方法というのも考えていきたいと思っています。

〈事務局〉

上田委員からご指摘いただきましたように、資料の方に書かせていただいています多量排出事業者につきましては、許可業者さんの方に委託をする等、自己搬入の場合もあるのかなと思います。

それ以外について、残念ながら、家庭ごみステーションの方に排出している事業者というのはあるとは思っております。

そこに対しての指導と啓発をという趣旨だと認識しております。

今、現在、市の方で対応しているのが、先ほど環境業務課から説明がありましたが、家庭ごみステーションの中で明らかに事業所が出している、また、排出者が特定できる場合は、各所と協力して対応させていただいております。

それ以外で言いますと、事業所ごみの出し方というパンフレットの冊子を作りまして、許可環境事業協同組合さんであったり商工会議所さんであったり、商店街振興組合さんであったり、配布をお願いをしています。

他にはホームページやあかるいまち等での啓発をさせていただいております。

多量以外の事業者に対して、例えば調査するというのも、数が膨大になると思いますので、難しいと思いますが、今実施している多量排出の調査も令和4年度から始めていますので、そういった取組を継続しながら、発展できる部分は発展させて、何とか啓発を進めていきたいと考えております。

〈会長〉

今日は、改定の話になりますが、前回策定した計画を、市民・事業者さんでどのように啓発普及していくのかという部分も併せて考えていくことではあると思うので、またそういった在り方を考えていただければと思います。

一般廃棄物処理手数料改定案資料 4～5ページ

〈委員〉

プラスチックとペットボトルのリサイクルのところで、先日、県の方でサントリーさんと包括協定を結びまして、ペットボトルの水平リサイクルも推進していこうということで、サントリーさん側からも、量が多い高知市さんとぜひ連携をしたいということでお話を伺っていました。

上手くすれば、表2のところにあります、ペットボトルの売却収入も多少増収が見込まれるのかなというところかと思っています。

一方で、随意契約が必要とかいろいろ課題はあろうかと承知はしておるところですけども、現在何かその辺の動き、今後の動向などがありましたら、可能な範囲で構いませんので教えていただければと思います。

〈事務局〉

サントリーさんにつきましては、県と高知大学と協定を結ばれたかと思っています。

その後、県の方からご紹介いただきまして、お話を伺っております。

現在、内部で検討しておりますので、再度サントリーさんとお話させていただく際に、最近の動向もお伺いしながら、来年度の予算編成に向けて検討してまいりたいと考えております。

〈委員〉

二つ質問がございます。

一つは、ペットボトルの売却収入のところで、資料を見ると令和6年実績の単価がキロ単価66.8円となっているかと思えます。

私どもも、リサイクルを進めていまして、いわゆる売却したものの収益でさらなるリサイクルの推進ということをやっているのですが、これはなかなか高い金額じゃないかなと。今後の推計でも、どのような単価推移を考えられているのかということをお伺いしたいのが一つ目です。実際この10年ぐらい見ますと、低いときは20円ぐらいまで下がって、リサイクルしたものを使うよりは、実際に原料を輸入した方が安いというようなときも実際ありました。

もう一つは、こういったリサイクルに対しての取り組みということで、先ほどは適正な排出処理に向けてということで取り組みがございましたが、こちらはそういった記載がありませんでしたので、実際ペットボトルだけでなく、いろんな資源物の盗難というのがあります。

他の自治体さんでも、資源物の盗難も実際あるというのは聞いていますので、そういったものに対する対策的なことがあれば教えていただきたいのが2つ目でございます。

〈事務局〉

まず、ペットボトルの単価につきましては環境施設対策課から、資源の盗難等につきましては環境業務課からご説明申し上げます。

〈事務局〉

日高委員がおっしゃられたとおり、ペットボトル売却収入の単価が年度ごとにかなり変動しているのが現状になっていると思います。

現在、高知市は容器包装リサイクル協会のルートを使いまして、ペットボトルの売却をしております。直近の令和6年度では、容器包装リサイクル協会は年2回、落札を行っていたいており、令和6年度前期の落札単価がトン当たり5万5,000円、後期が8万3,833円と、ここで約3万円、単価に差が出ております。

令和6年度に1,000万を超える売却収入をいただいておりますけれども、令和5年度が900万、令和3年度までいきますと、136万まで下がった状態になっておりますので、なかなか変動が大きいというのが現実となっております。

ただ、今現在、ペットボトルの落札は年2回行われておりますけれども、これまでも余りにも変動が多いので、年1回の落札を2回に変えたと、容器包装リサイクル協会から伺っておりますので、今現在高知市が使用するルートでは容器包装リサイクル協会のルートが一番安全ではないかと考えております。

〈事務局〉

資源物の盗難についてですが、高知市では資源物・不燃ごみのステーションに出されている電気製品や金属等がありますが、金目の物を取っていく例もありました。

そのため、朝6時から11時45分まで、持ち去りパトロールという形で、警察OBの方と環境業務課の職員OBが、ごみステーションの巡回を行っています。

また、軽トラに積んでいるのを見かけたといった通報をいただくこともあります。そういう場合は、パトロールの巡回中であれば、周辺を探し、指導を行っています。巡回中でなくても、そのような情報が入れば、職員が見回りをを行い、指導・啓発を実施しています。

〈委員〉

リサイクルされている方からすると、盗難等を見かけると、モチベーションに影響するのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

〈委員〉

資源物の盗難については、私が中山間地域で、たまたま今年ごみ当番をしています、しっかり6時から8時まで3人でずっと見ています。こちらは大丈夫だと思いますが、他の街の方の状況はわからないので、よろしくお願いいたします。

犬猫の死体の処理の問題ですが、私はペットがいっぱいおりまして、亡くなったごとに火葬をお願いすると、グラムでいくらと言われます。

ご説明いただいたこの状態だと、大きな犬も小さなハムスターも同じお値段になるのかと思ひまして、それだけのために灯油をたくわけではないので、この値段でされているのだと思いますが、大きな犬の場合は少しお高めになりますよ、といったことはないでしょうか。

〈事務局〉

ご指摘のとおり、大きさにかかわらず、一定の料金をいただいているということになります。

清掃工場で、実際にペットを持ち込まれた場合は、一旦お預かりをして、持ち込まれた方がお帰りになった後に、投入するという形をとらせていただいております。やはり、ペット霊園とは異なり、骨を取り出すといったことはできませんので、こういう形で焼却をさせていただき、料金についてもそれに沿った形をとらせていただいております。

〈委員〉

不勉強な部分もありますので、教えていただきたいのですが、一般の家庭ごみに関しては、ごみステーションで回収する部分と、事業者の方々をはじめとして、持込みの部分というのがはっきりしていたかと思ひます。

プラスチックやペットボトル、水銀というところに対して、家庭の人が大量のプラスチックを持ち込むであつたりとか、大量の水銀を持ち込むというのは考えにくくて、事業者の方であつたりとかが多いのかなと思うのですが、プラスチックやペットボトル、水銀含有廃棄物の持込割合は、どのくらいになるのでしょうか。

〈事務局〉

プラスチック製容器包装とペットボトルになりますけれども、令和6年度実績ですとペットボトルのみ、10キロ持ち込まれたという実績があります。プラスチック製容器包装の持込みについては、基本的にはあまり考えられません。ペットボトル10キロを持込みというと、本数では400を超えますので、大量の持込みがあつたという実績が6年度はあります。

水銀含有廃棄物につきましては、今までの実績で料金を徴収したことはありません。10キロを超えるとなると40ワット蛍光灯で16本以上の持込みとなりますので、実際16本以上使われている大きなお宅はあると思ひますが、それがまとめて持ち込まれるという実績は今のところございません。

清掃工場につきましては、事業系一般廃棄物の持込みがありますが、減容工場と再生資

源処理センターにつきましては、家庭系ごみだけになり、事業系で発生したごみを持ち込むことは禁止となっておりますので、可燃性の事業系ごみで、清掃工場に持ち込んでいただくような事例は、基本的には発生しません。

〈委員〉

だとすれば、この料金はどなたが払う料金なのでしょうか。430円、900円というのは、誰が払うのかというのがよくわからないなと。

〈事務局〉

基本的には、家庭系ごみですので、市民の方が自分で持ち込まれたごみに対して払っていただきます。

ただ最近マンション等で、直接、許可業者の方と契約をされているところがありまして、マンション等から受けたごみを三里最終処分場に持って行かれたりしておりますので、今後、水銀含有廃棄物やプラスチック製容器包装、ペットボトルが大量に持ち込まれて料金が発生するというケースが出てくる可能性はあると思います。

〈会長〉

ごみステーション回収のときは、基本的に無料、それと同様のことが持ち込まれたとしても、その分無料というロジックがあったと思うのですが、同様に考えると、ペットボトルもごみステーション回収ができて、そこでは無料だとすれば、持ち込んだときも無料という方が論理的整合性はあると思うのですが、その点をもう少しご説明いただけますでしょうか。

〈事務局〉

プラスチック製容器包装とペットボトルにつきましては、10キロまでごとにという料金体制になっていますので、10キロを超えない限り、料金は持ち込んでいただいても発生しません。

水銀含有廃棄物につきましては、5キロまでごとにという規定になっておりますので、5キロまでの持込みにつきましては、料金は発生しません。

〈会長〉

多量の一般廃棄物については、事業者さんの負担があるので、ここで意見をいただいて、それが適正かどうかというようなことへの意見を出すということは理解しやすかったのですが、今ご説明いただいたものについては、ここの単価が上がるのが誰にとっての負担になって、どういう観点から意見を出すのかというのが少しわかりにくいのかなと思います。

〈事務局〉

プラスチック製容器包装、ペットボトルにつきましては、家庭から持ち込むということで、決算を見るとかなりの金額ですが、結果、誰が負担しているのかというと、市民の皆さんの税金になります。それに加えて、持ち込んだときに、その方に、令和6年度は290円の手数料をお支払いいただいた、そういう整理になっております。

〈委員〉

基本的に家庭ごみは無料があり、実質負担は事業者だけではないかと。

家庭から持ち込む場合、改定して実効性がどれぐらいあるのかなというのを感じました。

値上げ自体は理解しておりますので、改定してどれぐらいの増収が見込まれるのかというのがあまり見えないので、無料枠を廃止せず置いておく理由をお伺いしたいと思います。

受益者負担という言葉は、もちろん理解しますので、上田委員からありましたように、実

質一部の事業者が負担しているという状況もご理解いただき、ペットボトルも基本的にスーパーさんに持ち込まれている。そこは市民の方の意識がすごく上がって、真面目に持ち込まれている。

それを人手不足の中、管理している事業者さんがさらにコストを負担するという部分が、広く浅くの受益者負担になっていないというように感じます。

また、ごみ袋有料化について、今、大体皆さん、エコバックの使用でレジ袋がないので、ごみ袋を皆さん買われていると思います。

そういう意味では、有料化することが広く浅くの受益者負担になるのではないかと思います。そもそも、一般の方に負担していただくところを避けているように見えるのでご説明いただければと思います。

〈事務局〉

例えば、高知市は中核市といいまして、全国で62市あります。その中で、家庭系のごみを出すときにごみ袋が有料かどうかというところですが、単純指定袋といいまして、市の方で仕様を決めて、それを売買する業者の方に認定してから、業者の方で売っていただくという単純指定袋を導入しているのが20市ほどありまして、次に、有料化してから高知市に歳入として入ってくるというやり方を行っている市が約20市あります。そして、残りの約20市が高知市と同じように、ごみ袋が無料となっています。

なお、高知県内の高知市以外の市町村は、全て、今、有料化となっています。

過去の経過についてですが、平成22年3月議会で我々も有料化を提案しましたが、否決されたという経過があります。

そういう中で、可燃ごみであれば、月・木と火・金でごみステーションに出せば収集していますし、プラスチック製容器包装であれば水曜日に収集しています。市民の方がそこに持っていけば、無料で回収します。

どうしてもごみステーションに出せなくて、清掃工場に直接持ち込んだ場合であれば、30キロまで無料にしていますので、そこは、ごみステーションに出すごみとの整合性がとれるかなと我々は考えております。

有料化をすることによって、ごみの減量につながるということは、十分認識しているところですが、現在、本市ではできてないというところでもあります。

〈委員〉

前回否決されたときから、社会情勢も変わっていますので、やはり有料化をもう一度トライされたいかがかなと。この状況で、市民の方もある程度はご理解いただけるのではないのでしょうか。

税収という意味では人口減もありますし、今後、行政自体の持続性という点でスマートシュリンクしていけるか、ということをとともに考えるという社会情勢にもなっているのではないかと、そういった姿勢を私たちも一市民として望みます。

国が3年から5年のスパンで見えていくということもありましたけれども、私たちも事業をしている中で、変化が早過ぎて目先の3年、5年も劇的に変わっていきまして、10年、20年先の社会がどうなっていくのかというのは、ネガティブなことしかなかなかない。

今後の変化に対して危機感を持ちながら、そして市民に説明し伝えていく必要があるのかなと思います。

委員の皆さんはいかがでしょう。市議会で否決されたというところで、前に進めなかったという事情もわかりますので、そこは私たち委員として、今どうなのかということをもとめたいなと思ったところです。

〈委員〉

中田委員がおっしゃられたとおり、私もごみ袋を買っていますし、スーパーの袋は穴が開いて使えないこともありますので、自分で購入しているごみ袋が、ある意味指定になって還元されていくというのであれば、市民も納得する話だと思います。ただ、1つ気になるのは、高知県の皆さんはすごいしっかりしている方が多いので、ごみ収集のときとかに何かぎくしゃくする部分というのが初めのうちはあると思います。

単純指定袋等の話がありましたが、今、半透明とか透明のものに入れなければいけないとかそういうパターンで、すでに単純指定にはなっているのではないかと。高知市も南国市のように印刷してあるものを使うんだよということを皆さんに納得していただければ大丈夫だと思いますので、それで財政が回っていくなら良いと思います。

〈事務局〉

昨年度、桑名市長の公約で、財政問題懇話会というのを開催しています。これは、高知市の財政が危機的状況ということで、財政の構造のあり方を抜本的に見直すために、委員の皆様からいろんなご意見をいただきました。

その中で、歳入を確保する観点から、ごみ袋有料化の議論をしております。ここでは、賛否両論の意見がございまして、1つが、中田委員がおっしゃったように、もうすでに15年経ったので、再度見直してはどうか、また、収入の大小に関わらず、物を買えばごみが出るので、多く出す方にはそれなりに負担を求めるべきだと。

一方で、収入が低い世帯ほど暮らしの中での負担が大きくなるため反対という意見がございました。

我々は、それを真摯に受け止め、どうしていくのかということを今後議論していきたいと思いますが、今日のご意見につきましても、十分参考にさせていただきたいと思います。

また、有料化に対するアンケートもいくつか取っておりまして、平成22年3月前にとったアンケートでは、反対或いはどちらかといえば反対との意見が6割程度でした。令和3年の直近のアンケートでも、今無料のものを有料化することになりますので、約6割弱の方が反対或いはどちらかといえば反対ということで、市民の方のご意見として、そこは変わってはないのかなというのは我々の受け止めになります。

なお、今回貴重なご意見をいただきましたので、改めて検討していきたいと思います。

〈委員〉

市の財政のお話とかは私たちもよく聞いていて、市民であり、その事業者の一員として、どうやって支え合っていくのかというような観点を持つべきだと思っています。

今回のお話も、この表の中から単純に見ていけばいいのかなと思っていたら、実は裏側に、例えば一般ごみであれば、6割の方々のステーションの部分に関しては、税金で賄われていると。

今回、例えば一般ごみ10円やプラスチック製容器包装の何十円みたいな値上げをすることで、税収がどれだけ上がっていくのかという部分があって、この改定によって税収がどれだけ改善していくのかというところを見せていただいて、その中でこういった在り方が望ましいかという議論もしていくべきではないかなと思っています。

その中で、この負担の金額というのが10円とか180円というのが適切かどうかという議論が本来あるべきなのかなと印象としては思いましたので、ご一考というところでお願いできればと思っています。

〈事務局〉

おっしゃるとおりだと思います。

プラスチック製容器包装やペットボトル、水銀含有廃棄物については、ほとんど実績がございませんので、単価を改定しても収入増にあまりつながらないと。

ただ、ごみ処理手数料ですけれども、10キロ単価で10円上げますと、約4万トンになりますので、収入としては4,000万円ほど増となり、その分、税金での支出が減るという形になります。

〈委員〉

スーパーの立場から申し上げますと、実際に、プラスチック製容器包装で回収しているものでは、今34.6%くらい、大体3割強というところです。

これは、全国の他のスーパーさんに聞いてもやはりそのくらいということで、なかなか回収が進まない状況です。1つご意見があったのが、先日、南国市から高知市に引っ越した方から、南国市では有料ごみ袋だったので、分別やリサイクルの意識がすごく高かったけど、高知市に来たら、隣近所の人が好き勝手出していて、私はスーパーに持って行きたいけど、スーパーの方の区別をしっかりと書いてほしいということを言われました。

スーパーの方でも、どんなものが回収できますよというのを書くべきだなと思いましたし、出前授業されていらっしゃるということだったので、今後の将来に向けて引き続きよろしくお願ひしたいなというところです。

その他ご意見

〈委員〉

水銀含有廃棄物の中に、近年リチウムイオン電池の、とありますが、リチウムイオン電池の発火について最近ニュースになっていて、飛行機の中で火が出て問題だったとか、或いは業者さんとか自治体も受け取ってくれないところがあるといったニュースをよく見ます。

高知市さんでは、現状受入れ状況がどんな感じなのかということと、発火のリスクについてどう対応されているのかなという点を教えていただけたらと思います。

〈事務局〉

回収に関しましては、資源物・不燃ごみの収集のときに、水銀を含むごみとして電池類と一緒に回収し、それを再生資源処理センターさんの方に持って行っているという形になります。

店頭の方では、電気屋さんによっては、自分の電気屋で購入したものやリサイクルマークがあるようなものは回収してくれる電気屋さんとかもあるようですが、膨れているので回収をしてくれないという問合せはよくあります。そういう場合は、資源物・不燃ごみステーションに出してくださいとお伝えしています。

基本的に発火というのは、衝撃を加えたら燃えるということで、それもよっぽどのエネルギーが溜まっていなかったら発火はしないと思います。

〈委員〉

火が出たという実例とかないですか。また、回収した後はどう処理されていますか。

〈事務局〉

高知市の場合は、電池をドラム缶に入れて送っていますので、発火したという実例はございません。

〈事務局〉

高知市では、水銀含有廃棄物という区分で処理をしています。基本的には、トラックとJRを使う陸上輸送と、船とトラックを使うルートがありまして、リチウムイオン電池につきましては、トラックと船を使うルートで、最終北海道で処分をしております。

〈委員〉

第4次計画を策定するこの審議会の中でも、附帯意見として有料化を検討してほしいと申し上げたかと思います。

確かに以前、議会の方で否決されたという状況はあると思いますけれども、やはり現在の達成状況を見ても、まだごみの排出量は目標に達していないという中で、有料化というのは目標を達成するための1つの手段と考えることができるのではないかと思いますので、審議会の意見を重く見てぜひ検討していただきたいと思います。

段階的な有料化というのもあると思います。例えば、今市民の方に協力いただいて資源物・不燃ごみを月一回町内会の方に仕分けしていただいておりますが、その町内会の方にとってみたら、粗大ごみというのは非常に負担になっていると。それについては、以前アンケートの中でも市民から要望が出されていた項目だと思いますので、戸別収集を始めることによって、町内会に対する支援にもなる。それに加えて、まずそこを有料化することによって、段階的な有料化の方法というのもあるかと思いますので、ぜひ考えていただきたいなと思います。

また、今回し尿については、諸般の物価上昇といった中で、据え置きとの結論をいただいておりますけれども、事業されている方であれば、当然、光熱費、ガソリンといった高騰でありますとか、法改正によってインボイス体制のシステムの見直しでありますとか、非常に経費というのは上昇してきていますので、これは本来、市が収集する場合に、決めることができるというのが法の縛りだと思いますけれども、許可の中でも業者に対する縛りをかけている部分もあると思いますので、この部分についても、今回はなかなか難しいのかもしれませんが、業者の状況というのはご理解いただいて、見直しについてまた考えていただければと思います。

〈会長〉

皆さんの意見を振り返りますと、ごみ処理料の改定ということ自体については、近年の物価上昇ですとか、前回改定から長期間空いたことを踏まえると、ある程度の理解はされるのではないかというご意見が幾つかあったかと思います。

一方で、処理の全体像といったところが少し見えにくいとのご意見もありましたので、今後説明されていくときに、負担の状況を整理した上で、より丁寧に全体像を説明していただけるとよいのかなと思います。